

特定建設作業（騒音規制法・振動規制法・高知市公害防止条例）一覧

<特定建設作業とは> 騒音規制法，振動規制法又は高知市公害防止条例で定める下記のもの

(平成9年10月1日)

特 定 建 設 作 業 の 種 類	
騒音規制法	①くい打機（もんけんを除く。），くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜き機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く）
	②びょう打機を使用する作業
	③さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては，1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mをこえない作業に限る。）
	④空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであつて，その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
	⑤コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練容量が200kg以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
	⑥バックホウ（一定の限度を越える大きさの騒音を発生しないものとして環境庁長官が指定するものを除き，原動機の定格出力が80kw以上のものに限る。）を使用する作業
	⑦トラクターショベル（一定の限度を越える大きさの騒音を発生しないものとして環境庁長官が指定するものを除き，原動機の定格出力が70kw以上のものに限る。）を使用する作業
	⑧ブルドーザー（一定の限度を越える大きさの騒音を発生しないものとして環境庁長官が指定するものを除き，原動機の定格出力が40kw以上のものに限る。）を使用する作業
振動規制法	①くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。），くい抜機（圧入式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
	②鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
	③舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては，1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mをこえない作業に限る。）
	④ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては，1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mをこえない作業に限る。）
市公害防止条例	①穿孔機を使用するくい打作業
	②コンクリートミキサー車を使用してコンクリートを搬入する作業
	③ブルドーザー，パワーショベル，バックホウその他これらに類する掘削機械を使用する作業
	④トラッククレーン，クローラクレーンその他これらに類する起重機を使用する作業
	⑤ジーゼル発電機を使用する作業
	⑥鉄筋コンクリート造，鉄骨造，鉄骨鉄筋コンクリート造若しくはブロック造建築物の解体又は動力，火薬若しくは鉄球を使用する破壊作業
	備考 この特定建設作業のうち，農地，採草放牧地を造成又は改良するための作業は，除く